

[Tweet](#)

令和6年11月29日
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア
アカウント

関連リンク

証券取引等監視委員会

CPA AOB 公認会計士・監査審査会

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に関するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）](#)」等につきまして、令和6年6月28日（金曜）から令和6年7月29日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、4先（個人・団体）より計10件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、[（別紙1）](#)を御覧ください。また、具体的な改正の内容については、[別紙2～別紙10](#)を御参照ください。

なお、本件のうち一部の内閣府令等については、行政手続法第39条第4項第8号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

2. 公布・施行日

本件の内閣府令等は、本日公布されており、監督指針と併せて令和6年11月30日（土曜）から施行・適用されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）
企画市場局総務課 信用制度参事官室（内線5353）
※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記のお問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

【内閣府令等】

- （別紙1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)
- （別紙2） [銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令](#)
- （別紙3） [中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)
- （別紙4） [労働金庫法施行規則の一部を改正する命令](#)
- （別紙5） [農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令](#)

【告示】

- （別紙6） [中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第一条の三第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証を定める件](#)

【監督指針】

- （別紙7） [「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正【新旧対照表】](#)
- （別紙8） [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正【新旧対照表】](#)

(別紙9)  [「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正【新旧対照表】](#)

(別紙10)  [「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正【新旧対照表】](#)

サイトマップ

金融
庁に
ついて

報
道・
広報

政
策・
審議
会等

法
令・
指針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセスF S
A
(金融庁広報誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 : 03-3506-6000